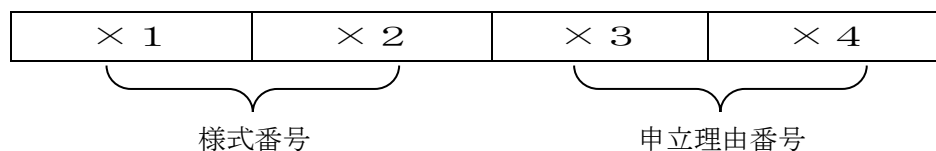


介護給付費等過誤申立書における「申立事由コード」の設定

過誤申立を行う際には、申立事由コードが必要です。コードの設定は、「様式番号」と「申立理由番号」を組み合わせる表示します。

《申立事由コードの構成》



【様式番号】（介護給付費過誤申立書情報）

様式番号		様式名称
1 0	様式第二	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス）
1 1	様式第二の二	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）
1 0	様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス）
2 1	様式第三	居宅サービス介護給付費明細書（短期入所生活介護）
2 4	様式第三の二	介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防短期入所生活介護）
2 2	様式第四	居宅サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における短期入所療養介護）
2 5	様式第四の二	介護予防サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における短期入所療養介護）
2 A	様式第四の三	居宅サービス介護給付費明細書（介護医療院における短期入所療養介護）
2 B	様式第四の四	介護予防サービス介護給付費明細書（介護医療院における短期入所療養介護）
2 3	様式第五	居宅サービス介護給付費明細書（病院又は診療所における短期入所療養介護）

様式番号		様式名称
2 6	様式第五の二	介護予防サービス介護給付費明細書（病院又は診療所における短期入所療養介護）
3 0	様式第六	地域密着型サービス介護給付費明細書 （認知症対応型共同生活介護（短期利用以外））
3 1	様式第六の二	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 （介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外））
3 2	様式第六の三	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 （特定施設入居者生活介護（短期利用以外）・地域密着型特定施設入居者介護（短期利用以外））
3 3	様式第六の四	介護予防サービス介護給付費明細書 （介護予防特定施設入居者生活介護）
3 4	様式第六の五	地域密着型サービス介護給付費明細書 （認知症対応型共同生活介護（短期利用型））
3 5	様式第六の六	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 （介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型））
3 6	様式第六の七	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 （特定施設入居者生活介護（短期利用型）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型））
4 0	様式第七	居宅介護支援介護給付費明細書（居宅介護支援）
4 1	様式第七の二	介護予防支援介護給付費明細書（介護予防支援）
2 0	様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書 （介護予防ケアマネジメント）
5 0	様式第八	施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書 （介護福祉サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
6 0	様式第九	施設サービス等介護給付費明細書（介護保健施設サービス）
6 1	様式第九の二	施設サービス等介護給付費明細書（介護医療院）
7 0	様式第十	施設サービス等介護給付費明細書（介護療養施設サービス）

※過誤申立書様式番号は、請求明細書の様式番号とは異なりますので、ご注意ください。

【申立理由番号】（介護給付費過誤申立書情報）

申立理由番号	申立理由
0 1	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
0 2	請求誤りによる実績取り下げ
0 9	時効による保険者申立の取下げ
1 1	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
1 2	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
2 1	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整
2 9	時効による公費負担者申立の取下げ
3 2	給付管理票取消による実績の取下げ
4 2	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ
4 3	適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ
4 4	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ
4 5	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ
4 6	適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ
4 7	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ
4 9	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4 A	適正化（ケアプラン）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4 B	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4 C	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4 D	適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4 E	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
5 2	適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ
5 3	適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ
5 4	適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ
5 5	適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ
5 6	適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ
5 7	適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ
5 9	適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5 A	適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5 B	適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）

申立理由番号	申立理由
5 C	適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5 D	適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5 E	適正化（介護給付費通知を活用した情報）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
6 2	不正請求による実績取り下げ
6 9	不正請求による実績取り下げ（同月）
9 0	その他の事由による台帳過誤
9 9	その他の事由による実績の取り下げ

【参考】過誤申立事由コード例について

- 様式第二「居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書」が請求誤りのため取下げ、事業所が同月に請求を行う場合の申立事由コードは《1012》となります。
- 不正請求のため過誤処理を行う場合と、適正化が契機となり発見された不正請求のため過誤処理を行う場合の申立事由コードは異なりますのでご注意ください。
- 「適正化」にかかる申立理由の選択は以下のとおりです。

種類	選択方法
ケアプラン点検	ケアプラン点検支援マニュアルを活用し、ケアプランを点検した結果、過誤調整が必要になったもの
介護給付費通知	国保連合会から提供される「介護給付費通知」を活用した結果、過誤調整が必要になったもの
医療突合	国保連合会から提供される「医療給付情報突合リスト」を活用した結果、過誤調整が必要になったもの
縦覧点検	国保連合会から提供される「縦覧チェック一覧表」を活用した結果、過誤調整が必要になったもの
給付実績を活用した情報提供	国保連合会から提供される「給付実績を活用した情報提供」の帳票を活用した結果、過誤調整が必要になったもの
その他	以上5つに該当しないもの

- 申立理由番号を選択される際は、申立理由内容からご判断いただき、適切な番号選択にご協力願います。特に、適正化関係にかかる申立理由番号については、国保中央会報告用の統計資料データにも反映されておりますのでご注意ください。